

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定によつて、令和七年度随時実施技能検定について、次のとおり公告する。

令和七年三月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 実施する検定職種及びその等級
技能検定を実施する職種及びその等級は、次のとおりである。

検 定 職 種	作 業 名	実施する等級
さく井	パーカッション式さく井工事作業 ロータリー式さく井工事作業	随二、随三、基礎
铸造	铸铁铸件铸造作业 非铁金属铸件铸造作业	随二、随三、基础
鍛造	ハンマ型鍛造作業 プレス型鍛造作業 普通旋盤作業 数値制御旋盤作業 フライス盤作業	随二、随三、基礎
機械加工	マシニングセンタ作業 金属プレス作業	随二、随三、基礎
鉄工	構造物鉄工作業	随二、随三、基礎
建築板金	内外装板金作業 ダクト板金作業	随二、随三、基礎
工場板金	機械板金作業	随二、随三、基礎
めっき	電気めっき作業 溶融亜鉛めっき作業	随二、随三、基礎
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理作業	随二、随三、基礎
仕上げ	治工具仕上げ作業 金型仕上げ作業 機械組立仕上げ作業	随二、随三、基礎
機械検査	機械検査作業	随二、随三、基礎
ダイカスト	ホットチャンバダイカスト作業 コールドチャンバダイカスト作業	随二、随三、基礎
電子機器組立て	電子機器組立て作業	随二、随三、基礎
電気機器組立て	回転電機組立て作業	随二、随三、基礎

パン製造	石材施工		強化プラスチック成形	プラスチック成形				製本	印刷	紙器・段ボール箱製造				建具製作	家具製作	布はく縫製	帆布製品製造	寝具製作	紳士服製造	婦人子供服製造	ニット製品製造		染色		冷凍空気調和機器施工	プリント配線板製造					
パン製造作業	石張り作業	石材加工作業	手積み積層成形作業	ブロー成形作業	インフレーション成形作業	射出成形作業	圧縮成形作業	製本作業	オフセット印刷作業	段ボール箱製造作業	貼箱製造作業	印刷箱製箱作業	印刷箱打抜き作業	木製建具手加工作業	家具手加工作業	ワイシャツ製造作業	帆布製品製造作業	寝具製作作業	紳士既製服製造作業	婦人子供既製服縫製作業	靴下製造作業	丸編みニット製造作業	織物・ニット浸染作業	糸浸染作業	冷凍空気調和機器施工作業	プリント配線板製造作業	プリント配線板設計作業	回転電機巻線製作作業	開閉制御器具組立て作業	配電盤・制御盤組立て作業	変圧器組立て作業
随二、随三、基礎	随二、随三、基礎	随二、随三、基礎	随二、随三、基礎	随二、随三、基礎	随二、随三、基礎	随二、随三、基礎	随二、随三、基礎	随二、随三、基礎	随二、随三、基礎	随二、随三、基礎	随二、随三、基礎	随三、基礎	随二、随三、基礎	随二、随三、基礎	随二、随三、基礎	随三、基礎	随二、随三、基礎	随二、随三、基礎	随二、随三、基礎	随三、基礎	随三、基礎	随二、随三、基礎	随三、基礎	随二、随三、基礎	随二、随三、基礎	随三、基礎	随三、基礎	随二、随三、基礎	随二、随三、基礎	随二、随三、基礎	

十七号)第一条の規定による改正前の職業能力開発促進法施行規則第六十一条に掲げる基礎一級若しくは基礎二級に合格した者に限り受けることができるものとする。基礎級の試験については、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十八年法律第八十九号)第二条第一項に規定する技能実習生に限り受けることができるものとする。

二 試験の方法

実技試験と学科試験によって行う。

三 技能検定試験の実施期日等

1 実技試験

(一) 実施期日

令和七年四月一日(火)から令和八年三月三十一日(火)までの間において、広島県職業能力開発協会(以下「協会」という。)が別に指定する日に行う。

(二) 実施場所

協会から別に通知する。

(三) 問題の公表

実技試験問題は、あらかじめ協会から受検者宛に送付する。

2 学科試験

(一) 実施期日

令和七年四月一日(火)から令和八年三月三十一日(火)までの間において、協会が別に指定する日に行う。

(二) 実施場所

協会から別に通知する。

四 手数料

1 実技試験の手数料は、検定職種ごとに次の表の手数料のとおりとする。

検 定 職 種	手 数 料
左記以外の職種	一八、二〇〇円
機械検査	一五、一〇〇円
婦人子供服製造	一五、一〇〇円

2 学科試験

三千百円

五 受検申請の手続

1 提出書類

技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

2 提出先

協会

〒七三〇―〇〇五二 広島市中区千田町三丁目七番四七号 広島県情報プラザ五階

電話（〇八二）二四五―四〇二〇

申請書を郵送等によって提出する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとし、封筒の表に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

3 受付期間

原則として、技能検定試験の実施期日の三十日前まで受け付ける。

4 申請書用紙及び受検案内の交付

申請書の用紙及び受検案内は、協会のホームページに掲載又は協会で交付する。

なお、郵送等によって請求する場合は、封筒の表に「技能検定受検申請書請求」と朱書し、返信用として一部につき百八十円分の切手を同封すること。

六 手数料の納付方法

実技試験の手数料の額（前記四１に定めた額）と学科試験の手数料の額（三千百円）の合計額を銀行振込によって協会に納付すること。

また、申請書を受け付けた後は、申請書を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。

七 合格者の発表等

1 実技試験及び学科試験の合格通知

実技試験及び学科試験の可否結果については、協会が書面等で通知する。

2 技能検定合格証書の交付

合格者には、広島県知事名の合格証書を交付する。

八 その他

技能検定についての問合せは、広島県商工労働局職業能力開発課（〒七三〇―八五一―広島市中区基町一〇番五二号 電話（〇八二）五一三―三四三一（ダイヤルイン））又は協会にすること。